

御前崎市防災資機材整備事業費補助金交付要綱（平成16年4月1日告示第5号）

最終改正:令和6年1月11日告示第8号

改正内容:令和6年1月11日告示第8号 [令和6年4月1日]

○御前崎市防災資機材整備事業費補助金交付要綱

平成16年4月1日告示第5号

改正

平成23年2月1日告示第11号  
平成24年2月23日告示第29号  
平成24年5月16日告示第94号  
平成25年2月19日告示第53号  
令和6年1月11日告示第8号

御前崎市防災資機材整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、防災資機材整備事業を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示の定めるところによる。

（対象）

第2条 この補助金の対象となる自主防災組織は、市内の自主防災会及び方面隊とする。

（補助の対象及び補助の額）

第3条 この補助金の対象となる資機材及び補助の額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第4条 この補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、防災資機材整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画個別書（様式第2号）
- （2）見積書の写し
- （3）資機材の保管場所、設置場所が分かる図面
- （4）商品説明書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、防災資機材整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）補助事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合には、防災資機材整備事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）に、事業変更個別書（様式第2号）を付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、防災資機材整備事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第5号）に、事業中止・廃止個別書（様式第2号）を付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金交付決定通知を受けた自主防災組織（以下「補助対象者」という。）は、事業が完了したときは、防災資機材整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績個別書（様式第2号）
- （2）領収書の写し
- （3）写真

（交付の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該事業の完了を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、防災資機材整備事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助対象者は、補助金の交付額の確定を受けたときは、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。なお、補助事業の目的を達成するために特に必要がある場合は、概算払の承認を受けた後、概算払請求書（様式第8号）を提出することができる。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは補助金を交付する。

（交付の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金交付の決定を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月1日告示第11号)

この告示は、平成23年2月1日から施行し、改正後の別表第1、別表第2の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年2月23日告示第29号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の御前崎市防災資機材整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年5月16日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年2月19日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月11日告示第8号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

## 補助対象資機材の種類

区分	補助対象資機材の種類
救助、救命、避難用資機材、防災倉庫	ツルハシ、パール、スコップ、ハンマー、カケヤ、ジャッキ、チェーンソー、チェーンブロック、エンジンカッター、斧、鍬、ナタ、ペンチ、鉄線バサミ、救命ロープ、ビニールシート、救急薬品、ヘルメット、腕章、強カライト、鍋、釜、食器類、発電機、投光器、ハシゴ、脚立、ノコギリ、シヨミ、一輪車、草刈り機、ガラス飛散防止フィルム、避難地表示板、簡易トイレ、砂袋、毛布、担架、リヤカー、その他救助・救命・避難活動に必要な資機材、防災倉庫
情報収集、伝達用資機材	トランシーバー、メガホン、非常用ラジオ、その他情報収集・伝達活動に必要な資機材
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
消火用資機材	可搬ポンプ、ホース、消火器、バケツ、その他初期消火活動に必要な資機材

## 別表第2(第3条関係)

## 補助対象資機材の補助額

構成	補助額
救助、救命、避難用資機材、防災倉庫	方面隊は、購入価格とする。ただし、同一事業年度において1方面隊につき500,000円を限度とする。 自主防災会は、購入価格に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)とする。ただし、同一事業年度において1自主防災会につき200,000円を限度とする。
情報収集、伝達用資機材	
備蓄用食糧	
消火用資機材	